【GMCPLM0016】

通院医療費公費負担制度とライシャワー事件

通院医療費公費負担制度
自立支援医療（精神通院医療）
ライシャワー事件

こころと身体のクリニック
医療法人社団
五稜会病院

令和5年6月作成

通院医療費公費負担制度から
自立支援医療（精神通院医療）

通院医療費公費負担制度

精神保健福祉法第32条

- 昭和40年、精神衛生法の改正 によって創設され、翌年よりスタート
  - 通常の保険診療は、医療費の30％は自己負担
  - この制度を利用すると5％、残り25％を公費負担
- 平成7年、地方公共団体によっては残りの5％も公金で負担、実質無料
- 平成14年4月1日より、申請による事務手続きが市町村に変更
- 平成18年4月、廃止。自立支援法に移行 → 平成25年4月施行

自立支援医療(精神通院医療)
障害者自立支援法第5条

→

障害者総合支援法

医療費と所得の双方に着目した負担

ライシャワー事件

Edwin Old father Reischauer 1910- 1990年

Wikipedia

精神衛生法改正や輸血用血液の売血廃止等，日本の医療制度に大きな影響

- 1910年（明治43年）キリスト教の宣教師，東京女子大学創立にも関わったオーガスト・カール・ライシャワーの次男として，東京都港区白金台の明治学院内宣教師住宅で出生
- 昭和31年，松方ハル (松方正義の孫)と再婚
- 1961年（昭和36年）～1966年（昭和41年）まで、ジョン・F・ケネディ大統領の要請で駐日アメリカ合衆国大使
- 「日本生まれのアメリカ大使」として日本人の妻とともに日本国民から人気を博す

・昭和39年（1964）3月24日に アメリカ大使館門前でライシャワー大使は、統合失調症患者にナイフで右大腿を刺され重傷を負う

→ **昭和40年 精神衛生法改正**

・虎の門病院で外科治療、その際輸血を受け、「これで私の体の中に日本人の血が流れることになりました」と発言し賞賛を浴びた

・売血による輸血でウイルス性肝炎に罹り，肝硬変になってしまう

→ **輸血用血液の売血廃止**

朝日新聞東京本社調査部

昭和39年3月25日

天声人語

思いがけないことが起るものだ。ライシャワー米大使が刺されて負傷。日本人としてまったくやりきれぬ気持になる。外国大使を襲って凶刃をふるうとは、まるで幕末のころの日本に逆もどりでもしたような暗い事件だ▼着任以来、ライシャワー大使ほど日本国民に好感をもたれた人は少ない。東京で生れ、東大、京大で日本歴史を学び、日本婦人を妻とするアメリカきっての日本通だ。のぞみ得る最良の大使である。この人に親愛の気持を持ちこそすれ、憎む理由はいささかもない。それなのに、なんというばかなことを。すべての日本人はこの犯行を怒り、大使と米国民に対して心から申訳ない気でいる▼十九歳のこの犯人は、どうも精神病的である。メニエル氏病で沼津商高を中退しているが、親しい友人もなく、家人にもわからぬ目的で時々東京に出かけていたそうだ。「じぶんは目が悪いのに治療もできない。アメリカの占領政策と教育方針が悪いからと思い、大使の責任であるという結論に達した」と警察で自供しているが、この妄想（もうそう）は常人のものではない▼国民がまず心配したのは、犯人は、背後関係を持った右翼か左翼の少年ではあるまいかということだった。そうでなくて、身体に〝異常のある少年〟の奇妙なひがみから出た犯行のようだ。去る一月の米大使館放火事件も自分の仕業と自供しているが、日本の警察はその時取調べていながら釈放している。大使館付近をちょいちょいうろついていたらしいが、警備陣の手ぬかりは一体どうしたことか▼

春先になると、精神病者や変質者の犯罪が急にふえる。毎年のことだがこれが恐ろしい。危険人物を野放しにしておかないように、国家もその周囲の人ももっと気を配らねばならない。犯人が精神病的だったからといって、外国大使を傷つけた日本の責任が軽くなるというものではない▼日米関係が円滑にゆき、ライシャワー大使が日本で敬愛されているとき、降ってわいたようなこの凶刃は、日本人として残念でならない。大使と米国民に深くわび、一日も早い全快をいのるのみだ。

昭和39年の世論

集団ヒステリー状態

- ◆自民党は「異常者施設増強の方針」を決議
- ◆池田首相が衆議院で精神衛生法改正を約束
- ◆警察庁は「警護強化委員会」設置
- ◆警視庁は「ライシャワー大使事件調査委委員会」設置
- ◆警視庁は「精薄者リスト」の作成を発表
- ◆警察庁は各都道府県の県警に「精神障害者リスト」の作成を指令
- ◆池田総理は精神病者を発見した医師に都道府県知事への届け出の義務と警察介入の強化を含めた精神衛生法の緊急改正を指示
- ◆精神障害者への治安対策を盛り込んだ精神衛生法改正案が政府内で検討される

昭和40年 精神衛生法改正

昭39年3月25日 12版▲ (14)

「異常者の犯罪」どう防ぐ

ライシャワー大使刺傷事件 座談会

野放し状態なくせ

隔離の方法、研究が必要

相談できる専門家を

朝日新聞　昭和39年3月25日

	年	保護者制度	入院制度
精神病者監護法	明治33年	・精神病者監護法の公布 ① 後見人、配偶者、親権を行う父又は母、戸主、親族で選任した四親等以内の親族を精神病者の監護義務者として、その順位を定める。 また監護義務者がないか、いてもその義務を履行できないときは住所地、所在地の市区町村長に監護の義務を負わせる。 ② 精神病者を監置できるのは監護義務者だけで、病者を私宅、病院などに監置するには、監護義務者は医師の診断書を添え、警察署を経て地方長官に願い出て許可を得なくてはならない。	明治時代 相馬事件 平成13年 附属池田小事件 平成15年 医療観察法
精神病院法	大正8年	昭和39年 ライシャワー事件	・精神病院法の公布 地方長官は、医師の診断により、精神病者監護法によって市区町村長が監護すべき者、罪を犯した者で司法官庁が特に危険があると認める者、療養の道なき者、地方長官が入院の必要を認める者等を精神病院に入院させることができる。
精神衛生法	昭和25	神衛生法の公布 保護義務者の制度の創設、私宅監置制度の廃止、保護義務者による保護拘束の規定等	◎措置入院制度の創設（第29条） ◎保護義務者の同意入院制度の創設（33条） ◎仮入院制度（3週間）創設（第34条）
	昭和40年改正	・保護義務者による保護拘束の規定の削除	◎緊急措置入院制度の創設（第29条の2） ◎入院措置の解除規定創設（第29条の4）

精神通院公費制度のきっかけは、ライシャワー事件

精神通院公費制度の意義

厚生労働省の社会援護局障害保健福祉部精神保健福祉課

- 精神障害は、治療の必要性についての理解が十分でないことや、社会的活動性の低下等により、自ら進んで適切な受診をすることが困難である場合がある
- 精神障害者は、疾病のために就労ができない等、経済的に困難な状態にある者があり、このような障害者の適切な受診を促す
- 精神障害は、継続的に適正な医療が行われないと、症状が増悪することがある
- 在宅の精神障害者が適切な外来医療を受けられる体制を整備することにより、精神障害者の社会復帰を促進する
- 根拠に基づいた適正な医療を普及させる。等がある

→ 精神障害者が精神科に受診しやすいようにすること

現在の自立支援医療（精神通院医療）の概要

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

- 実施主体は、都道府県・指定都市
- 平成18年度（旧制度は昭和40年度創設）
- 精神通院医療の範囲
  - 精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（通院医療）
  - 症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院治療を続ける必要がある場合も対象となる

対象となる精神疾患

(1)病状性を含む器質性精神障害（F0）

(2)精神作用物質使用による精神及び行動の障害(F1)

(3)統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害(F2)

(4)気分障害(F3)

(5)てんかん(G40)

※(1)～(5)は高額治療継続者「重度かつ継続」の対象疾患

(6)神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(F4)

(7)生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(F5)

(8)成人の人格及び行動の障害(F6)

(9)精神遅滞(F7)

(10)心理的発達の障害(F8)

(11)小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F9)

まとめ

通院医療費公費負担制度とライシャワー事件

精神科に関わる大きな事件で精神科医療がかわる

- ●昭和39年、ライシャワー事件
- ●昭和40年、精神衛生法の改正
  - ➢緊急措置入院制度が新設
  - ➢通院医療費公費負担制度創設（昭和41年開始）
- ●平成13年、附属池田小学校事件
  - ➢平成15年、医療観察法制定
- ●平成18年、障害者自立支援法
  - ➢自立支援医療 (精神通院医療)
- ●平成25年、現行の障害者総合支援法
  - ➢自立支援医療 (精神通院医療)

ライシャワー事件によって世論が精神障害者に対して偏見を持ちました
これにより、精神科の病床数が大幅に増加したのです